

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成23年1月13日
【四半期会計期間】 第79期第3四半期(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)
【会社名】 株式会社さいか屋
【英訳名】 SAIKAYA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 取締役社長兼社長執行役員 岡本 洋三
【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市川崎区小川町1番地
【電話番号】 044(211)3111(大代表)
【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 藤根 剛
【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市川崎区小川町8番地
【電話番号】 044(211)3157
【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 足立 進
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第78期 第3四半期連結 累計期間	第79期 第3四半期連結 累計期間	第78期 第3四半期連結 会計期間	第79期 第3四半期連結 会計期間	第78期
会計期間	自平成21年 3月1日 至平成21年 11月30日	自平成22年 3月1日 至平成22年 11月30日	自平成21年 9月1日 至平成21年 11月30日	自平成22年 9月1日 至平成22年 11月30日	自平成21年 3月1日 至平成22年 2月28日
売上高(千円)	42,432,040	34,919,736	13,261,596	10,453,535	57,146,036
経常利益又は経常損失() (千円)	296,373	278,090	138,151	2,984	199,910
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失()(千円)	6,098,727	6,876,496	147,650	520,719	10,633,004
純資産額(千円)	-	-	1,923,579	1,146,018	6,449,190
総資産額(千円)	-	-	36,179,135	27,988,736	33,392,076
1株当たり純資産額(円)	-	-	59.68	12.95	202.89
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失 金額()(円)	189.79	219.38	4.60	16.67	331.66
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	151.50	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	5.33	4.09	19.33
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	481,999	1,349,908	-	-	1,024,845
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,385,318	6,838,269	-	-	2,280,738
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	2,742,606	6,600,865	-	-	4,846,414
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	2,239,735	3,033,979	1,574,192
従業員数(人)	-	-	601	355	573

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第78期第3四半期連結累計(会計)期間及び第78期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第79期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数（人）	355	(557)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員で外書で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数（人）	335	(540)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 当社グループにおいては、百貨店業、金融業の2事業を行っており、生産及び受注については該当事項はありません。

(2) 販売の状況

当第3四半期連結会計期間における販売の状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(千円)	前年(%)
百貨店業	10,452,336	80.4
金融業	1,198	19.2
合計	10,453,535	78.8

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

訴訟事件等

当社は、シダックス・コミュニティー株式会社から、同社が当社より賃借のうえにおいて営業しているカラオケ店の賃料について、平成22年11月10日付で賃料減額の確認を求める訴訟の提起を受けました。

当社は上記訴訟の減額確認請求には理由がないと考えており、今後の裁判でこの点を主張していく方針であります。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、第1四半期連結会計期間において重要な変更があった事項は次のとおりであります。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度において債務超過となっており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。当社グループは、当該状況を解消すべく、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1)業績の概況」に記載のとおり、当該状況を解消するための具体的な対応策の実施により、平成22年3月末において債務超過を解消しております。第1四半期連結会計期間において、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（１）業績の概況

当第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日～平成22年11月30日）におけるわが国経済は、企業業績には改善が見られ、設備投資等にも一部持ち直しの兆しが見えるものの、デフレや円高、株安の影響等により個人消費、雇用情勢も未だ回復しておらず、依然厳しい状況が続いております。

百貨店業界におきましては、10月売上高が2年8ヶ月ぶりに前年同月を上回る等足元では回復の兆しが見られるものの、他業態との競争激化に加え、生活防衛意識の高まり等の影響により、経営環境は厳しい状態が続いております。

このような状況のなか、すでに第1四半期連結会計期間でお知らせしましたように、当社グループの百貨店業では、平成22年2月1日に全お取引金融機関の皆様より事業再生計画案に対する同意をいただき、事業再生ADR手続が成立し、第1四半期連結会計期間では、川崎店等の売却・引渡を実行し売却益4,212百万円が実現したほか、同年3月26日及び3月31日付でお取引7金融機関から2,640百万円の債務免除及びお取引1金融機関から741百万円の債務の株式化の実行を受け、これにより債務超過を解消しております。

また、横須賀店は大通り館を同年5月11日に閉館し、新館1館体制にすることや、同年5月28日に川崎店4階に大型テナントの「洋服のサカゼン」を導入するなどに合わせて、希望退職等により185名の人員削減を図り、徹底したローコストオペレーションを実行しております。

中核となる百貨店の販売戦略においては、「食料品部門の強化」「ITを活用した販売等の強化」等を実行するため、全社を束ねる営業企画部門を本社に設置し、新しい企画を効率的かつ迅速に実行しております。更に、「外商機能についての見直し」を図り、お客様のニーズをコーディネートする「コンシェルジュ」を配置いたしました。具体的には、6月初旬に川崎店と横須賀店において「ロイヤルラウンジ」をオープンし、コンシェルジュがきめ細やかなサービスでお客様をお迎えいたしております。

また、当社の営業政策であります「お客様のニーズにあった大型テナント誘致」では、川崎店において7月1日に「マイスター・バイ・ユザワヤ」、「東京靴流通センター」および「100円ショップシルク」をオープンいたしました。また、6月に営業企画部門の中に、「食料品催事専任担当」を配置し、魅力ある店舗運営に向けて食料品部門を更に強化しております。そして、8月には当社としては初の試みとなります「さいか屋ケータイ（携帯）サイト」をオープンし、ケータイメルマガ会員にご登録のお客様には、いち早く催し物やセールの開催情報等をメールにて配信いたしております。

当第3四半期連結会計期間におきましては、9月に川崎店に「カルディコーヒーファーム」がオープンし、川崎店の改装はほぼ完了いたしました。また、11月にはインターネット上のショッピングサイトである「さいか屋Webショッピング」（お歳暮ギフトやおせち料理予約承りの販売）を刷新し、実店舗と同様のきめ細かいサービス及び操作性やお買い物のしやすさの向上を図りました。

グループ事業全体といたしましては、個々の事業の見直し、諸経費の削減、ノンコア資産の売却を順次進めているほか、関連グループ会社については必要な人員・資産のみを引き継ぎ、清算等の実施をするなど、経営効率の改善に取り組み連結業績の回復に努めてまいりました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の連結業績は売上高10,453百万円（前年同四半期比78.8%）、営業利益96百万円（前年同四半期は43百万円の営業損失）、経常利益2百万円（前年同四半期は138百万円の経常損失）、四半期純損失は520百万円（前年同四半期は147百万円の四半期純損失）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

百貨店業

中核の百貨店業では、上記に記載のとおり、当第3四半期連結会計期間におきましても事業再生計画に基づく諸施策の取組みをおこないました結果、売上高は、10,453百万円（前年同四半期比80.4%）、営業利益は112百万円（前年同四半期は59百万円の営業損失）となりました。

金融業

金融業は、自社カード（さいか屋AMカード）を平成21年3月に外部委託をし、業務を縮小した結果売上高は、7百万円（前年同四半期比60.4%）、営業損失は12百万円（前年同四半期は18百万円の営業損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、第2四半期連結会計期間末と比べ182百万円増加し3,033百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、526百万円(前年同四半期比281.9%)の収入となりました。これは主なプラス要因としては、貸倒引当金の増加額507百万円、仕入債務の増加額352百万円、減価償却費301百万円等であり、主なマイナス要因は、税金等調整前当期純損失522百万円及び売上債権の増加額155百万円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、107百万円(前年同四半期は353百万円の使用)の使用となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出123百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、236百万円(前年同四半期は209百万円の使用)の使用となりました。これは主に社債の償還による支出225百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業上及び財務上の対処すべき課題はございません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
A種優先株式	1,500,000
計	60,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式60,000,000株、A種優先株式1,500,000株であり、合計では61,500,000株となりますが、発行可能株式総数は、60,000,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年1月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	31,353,142	31,353,142	東京証券取引所 市場第二部	株主として権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
A種優先株式 (当該優先株式は 行使価額修正条 項付新株予約権 付社債券等であ ります。)	1,483,036	1,483,036	非上場	単元株式数は1株であります。
計	32,836,178	32,836,178		

(注1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) A種株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与される。A種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社株式の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合がある。

(2) A種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、原則として、取得請求が行使されたA種株式に係る払込金額の総額を、下記の基準額で除して算出される(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て。)。また、基準額は、原則として、下記のとおり、平成27年3月1日以降、毎年1回の頻度で修正される。当初基準額は、原則として、平成26年3月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額である。但し、当社が、平成26年3月1日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日(整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日)に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額とする。平成27年3月1日から平成49年2月末日までの期間の毎年3月1日において、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額が、当初基準額を下回る場合には、基準額は当該金額に修正される。

(3) 上記(2)の基準額の修正は、当初基準額の100%に相当する額を上限とし、当初基準額の70%に相当する額を下限とする。但し、一定の調整がある場合を除き、基準額は9円を下回らない。

(4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項について

A種株式には、当社が、平成26年3月1日以降、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、金銭（当該日における分配可能額を限度とする。）を対価としてA種株式を取得することができる取得条項が付されている。なお、平成49年2月末日の翌日において、A種株式の総数に500円を乗じて得られる額を当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えにA種株式の全部を取得することができる取得条項も付されている。

上記(1)ないし(4)の詳細は、下記（注3）A種優先株式の内容5.、7.及び8.をご参照下さい。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(A種株式)に表示された権利行使に関する事項についての割当先との間の合意の有無

該当事項なし

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の合意の有無

該当事項なし

(3) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項なし

(注3) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当社は、A種株式について、平成22年2月末日を含む事業年度から平成24年2月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

当社は、平成24年3月1日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種株式1株当たりの払込金額（500円。但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに下記（2）に定める年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）の配当を行う。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当年率は、平成25年3月1日以降、次回年率修正日（以下において定義する。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{A種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（12か月物）} + 1.00\%$$

A種優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「年率修正日」は、平成25年3月1日以降の毎年3月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR（12か月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時における日本円12か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円12か月物TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（12か月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12か月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（12か月物）に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種株式1株につき500円（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。

(2) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 種類株主総会における決議

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種株主は、平成26年3月1日から平成49年2月末日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、下記(2)に定める条件で、当社がA種株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(2) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がA種株式の取得と引換えにA種株主に対して交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種株式に係る払込金額の総額（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初交付価額は、平成26年3月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む、以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（但し、当該金額が9.0円（以下「最大下限価額」という。）未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。なお、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には、最大下限価額にも必要な調整が行われる。）とする。但し、当社が、平成26年3月1日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日（整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日）に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。）を当初交付価額とする。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、株式対価取得請求期間中、毎年3月1日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）に、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（以下「修正後交付価額」という。）に修正される。但し、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の100%に相当する額（以下「上限交付価額」という。但し、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には上限交付価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限交付価額をもって修正後交付価額という。また、修正後交付価額は修正後交付価額が当初交付価額の70%に相当する額（但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。）（以下「下限交付価額」という。但し、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には、下限交付価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限交付価額をもって修正後交付価額とする。なお、A種株主が株式対価取得請求を行った日において、当社が東京証券取引所において上場していない場合には、直前の修正基準日における修正後交付価額（但し、直前の修正基準日が存在しない場合には、当初交付価額）をもって交付価額とする。

八 交付価額の調整

(a) 当社は、A種株式の発行後、下記 (b) に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下「交付価額調整式」という。) をもって交付価額 (上限交付価額及び下限交付価額を含む。) を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。交付価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値 (終値のない日数を除く。) となる。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) とする。交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記 (b) () ないし () の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式について株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数 (基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。) とし、普通株式について株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数 (効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。) を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記 (b) () の場合は当該払込金額 (金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円)、下記 (b) () 及び () の場合は0円、下記 (b) () の場合は下記 (b) () で定める対価の額とする。

(b) 交付価額調整式によりA種株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記 (a) に定める1株当たり時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合 (無償割当ての場合を含む。) (但し、当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。) の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。) その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。) 調整後の交付価額は、払込期日 (募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。) 又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社普通株式に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式について株式の分割をする場合 調整後の交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

() 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記 (a) に定める1株当たり時価を下回る対価 (下記 () において定義される。以下同じ。) をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合 (無償割当ての場合を含む。)、又は上記 (a) に定める1株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合 (無償割当ての場合を含む。) 調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利 (以下「取得請求権付株式等」という。) の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式について株式の併合をする場合 調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

() 上記 () における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額 (時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。) から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(c) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な交付価額の調整を行う。

() 当社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割又は株式移転のために交付価額の調整を必要とするとき。

() 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

() その他当社が交付価額の調整を必要と認めるとき。

(d) 交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、かかる調整後の交付価額は、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生した場合の交付価額調整式において調整前交付価額とする。

(e) 交付価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種株主又はA種登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の交付価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

6. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭を対価とする取得請求権の内容

A種株主は、当社に対し、平成47年3月1日以降いつでも、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当社は、かかる金銭対価取得請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(下記(2)において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、500円(但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、() 当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに() 本第14項又は第16項若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種株式の取得価額の合計を減じた額とする。但し、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

7. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、株式対価取得請求期間中に取得請求のなかったA種株式の全部を、株式対価取得請求期間の末日の翌日(以下、本条において「一斉取得日」という。)をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種株式の総数に500円を乗じて得られる額を一斉取得日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また、当該平均値が上限交付価額を上回る場合には、上限交付価額とし、下限交付価額を下回る場合には、下限交付価額とする。)で除して得られる数の普通株式をA種株主に対して交付するものとする。A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、平成26年3月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当社がA種株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種株主又はA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、500円(但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

9. 取得請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

10. 詳細の決定

上記に記載の条件の範囲内において、A種株式に関し必要なその他一切の事項は、代表取締役又は代表取締役の指名する者に一任する。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

12. 株式の種類ごとの異なる単元株式数の定め及びその理由

当社の普通株式の単元株式数は1,000株であるのに対し、A種株式は下記14.のとおり当社株主総会における議決権がないため、A種株式については単元株式数は1株とする。

13. 議決権の有無及びその理由

当社は、A種株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であるが、A種株主は、上記3.記載のとおり、株主総会において議決権を有しない。これは、A種株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第2四半期会計期間 (平成22年6月1日から 平成22年8月31日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年9月1日から 平成22年11月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(円)		

(注) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の残高はありますが、行使されておられませんので記載はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年9月1日～ 平成22年11月30日	-	32,836,178	-	1,945,290	-	969,469

(6) 【大株主の状況】

平成22年11月30日現在の株主名簿を確認した結果、当第3四半期会計期間において、以下のとおり大株主の異動がありました。

大株主に該当することとなった会社等

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成22年11月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社損害 保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	319	0.97
味の素株式会社	東京都中央区京橋1丁目15-1	290	0.88
株式会社三陽商会	東京都港区海岸1丁目2-20	263	0.80

大株主に該当しないこととなった会社

株式会社三井住友銀行東京融資集中第一部 (東京都江東区佐賀2丁目8-20)

マネックス証券株式会社 (東京都千代田区丸の内1丁目11番1号)

清水建設株式会社 (東京都港区芝浦1丁目2番3号)

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,483,036		「1株式等の状況」「(1)株式の総数等」 「発行済株式」の「内容」欄の記載参 照
議決権制限株式(自己株式 等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式 等)	(自己保有株式) 普通株式 124,000		株主として権利内容に制限のない標準 となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,972,000	30,972	同上
単元未満株式	普通株式 257,142		同上 一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	32,836,178		
総株主の議決権		30,972	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式534株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社さいか屋	神奈川県川崎市川崎区 小川町1番地	124,000		124,000	0.38
計		124,000		124,000	0.38

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	58	94	71	58	55	46	57	47	45
最低(円)	39	43	45	44	44	39	39	41	38

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員 の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役執行役員	営業推進本部副本部長 兼 藤沢店長	営業推進本部副本部長 兼 藤 沢店長・町田ジョルナ店長	畠中 真一	平成22年6月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,033,979	1,599,192
受取手形及び売掛金	1,315,774	1,617,674
商品	1,850,680	2,581,576
貯蔵品	56,508	62,389
その他	454,566	1,681,963
貸倒引当金	3,470	6,639
流動資産合計	6,708,039	7,536,156
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	² 10,433,509	² 13,575,407
土地	² 8,068,135	² 9,372,546
リース資産(純額)	66,960	24,768
その他(純額)	93,158	141,874
有形固定資産合計	¹ 18,661,764	¹ 23,114,596
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	318,230	484,321
破産更生債権等	3,870,990	4,172,972
敷金及び保証金	1,651,309	1,415,883
その他	326,069	154,298
貸倒引当金	3,704,087	3,613,138
投資その他の資産合計	2,462,512	2,614,336
固定資産合計	21,265,819	25,833,616
繰延資産	14,877	22,303
資産合計	27,988,736	33,392,076

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,676,866	4,126,712
短期借入金	161,405	422,240
1年内償還予定の社債	400,000	550,000
未払法人税等	46,115	9,922
賞与引当金	59,770	-
商品券回収損引当金	564,905	518,393
事業構造改善引当金	233,341	1,285,720
その他	2,413,846	3,460,906
流動負債合計	7,556,251	10,373,895
固定負債		
社債	380,000	2,852,900
長期借入金	17,148,232	24,532,616
退職給付引当金	832,220	1,028,802
その他	926,013	1,053,052
固定負債合計	19,286,466	29,467,371
負債合計	26,842,717	39,841,267
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,945,290	3,149,063
資本剰余金	1,637,078	2,505,662
利益剰余金	2,390,188	12,050,791
自己株式	41,308	41,188
株主資本合計	1,150,873	6,437,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,854	16,704
評価・換算差額等合計	4,854	16,704
少数株主持分	-	4,768
純資産合計	1,146,018	6,449,190
負債純資産合計	27,988,736	33,392,076

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
売上高	42,432,040	34,919,736
売上原価	32,520,979	27,054,126
売上総利益	9,911,061	7,865,610
販売費及び一般管理費	9,879,104	7,309,263
営業利益	31,956	556,346
営業外収益		
受取利息	69,078	28,103
受取配当金	13,712	10,862
固定資産受贈益	37,484	3,100
その他	116,720	60,137
営業外収益合計	236,995	102,203
営業外費用		
支払利息	514,425	325,247
その他	50,900	55,212
営業外費用合計	565,326	380,460
経常利益又は経常損失()	296,373	278,090
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額	2,711	-
賞与引当金戻入額	65,903	-
固定資産売却益	2,217	4,212,727
投資有価証券売却益	1,482	22,521
店舗売却益	4,187	-
債務免除益	-	2,698,852
特別利益合計	76,501	6,934,101
特別損失		
固定資産売却損	-	119
固定資産除却損	74,747	24,907
商品評価損	68,145	-
早期退職制度費用	73,360	-
シンジケートローン解約損	43,115	-
投資有価証券売却損	3,223	24,810
繰延資産償却損	-	263
退職給付制度一部終了損	380,617	-
店舗閉鎖損失	23,572	-
関係会社株式評価損	938,509	-
減損損失	365,462	738
貸倒引当金繰入額	3,102,547	107,719
投資有価証券評価損	-	6,758
事業構造改善費用	-	210,190
特別損失合計	5,073,300	375,507

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	5,293,173	6,836,684
法人税、住民税及び事業税	6,772	5,520
過年度法人税等戻入額	4,555	-
法人税等調整額	854,454	45,331
法人税等合計	856,671	39,811
少数株主損失()	51,117	-
四半期純利益又は四半期純損失()	6,098,727	6,876,496

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
売上高	13,261,596	10,453,535
売上原価	10,127,404	8,087,252
売上総利益	3,134,191	2,366,282
販売費及び一般管理費	3,177,345	2,269,868
営業利益又は営業損失()	43,154	96,414
営業外収益		
受取利息	18,702	7,192
受取配当金	293	-
商品券回収損引当金戻入額	57,881	-
負ののれん償却額	-	3,563
その他	19,575	2,540
営業外収益合計	96,451	13,296
営業外費用		
支払利息	171,926	103,335
その他	19,522	3,390
営業外費用合計	191,448	106,726
経常利益又は経常損失()	138,151	2,984
特別利益		
店舗売却益	4,187	-
特別利益合計	4,187	-
特別損失		
固定資産除却損	1,850	14,832
投資有価証券売却損	163	-
減損損失	12,496	-
貸倒引当金繰入額	-	504,108
投資有価証券評価損	-	6,758
特別損失合計	14,510	525,698
税金等調整前四半期純損失()	148,475	522,714
法人税、住民税及び事業税	387	1,840
法人税等調整額	4,335	3,834
法人税等合計	3,948	1,994
少数株主利益	3,124	-
四半期純損失()	147,650	520,719

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	5,293,173	6,836,684
減価償却費	1,168,289	864,862
減損損失	365,462	738
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,122,902	146,920
商品券回収損引当金の増減額(は減少)	40,896	46,512
賞与引当金の増減額(は減少)	65,903	59,770
退職給付引当金の増減額(は減少)	314,457	282,523
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2,711	-
受取利息及び受取配当金	82,791	38,965
支払利息	514,425	325,247
投資有価証券売却損益(は益)	1,741	2,288
投資有価証券評価損益(は益)	-	6,758
関係会社株式評価損	938,509	-
債務免除益	-	2,698,852
有形固定資産売却損益(は益)	2,217	4,212,608
有形固定資産除却損	74,747	24,907
事業構造改善費用	-	210,190
店舗売却益	4,187	-
売上債権の増減額(は増加)	1,980,528	293,275
たな卸資産の増減額(は増加)	990,662	655,302
仕入債務の増減額(は減少)	743,447	378,100
その他	1,624,884	201,029
小計	982,599	2,063,437
利息及び配当金の受取額	82,791	38,965
利息の支払額	573,695	328,529
事業構造改善費用の支払額	-	417,632
法人税等の支払額	14,250	6,332
法人税等の還付額	4,555	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	481,999	1,349,908

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	429,074
定期預金の払戻による収入	166,400	454,074
有形固定資産の取得による支出	587,770	963,322
有形固定資産の売却による収入	1,756,350	8,000,939
無形固定資産の取得による支出	48,618	50,874
無形固定資産の売却による収入	210	-
店舗の売却による収入	44,098	-
投資有価証券の取得による支出	463	3,482
投資有価証券の売却による収入	17,394	172,518
貸付けによる支出	47,669	4,162
貸付金の回収による収入	204,990	4,202
差入保証金の差入による支出	349,071	699,074
差入保証金の回収による収入	229,291	356,524
その他	176	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,385,318	6,838,269
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	2,697,386	32,700
長期借入れによる収入	4,859,350	6,590,406
長期借入金の返済による支出	7,703,630	10,526,715
社債の償還による支出	2,582,850	2,622,900
その他	12,861	8,957
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,742,606	6,600,865
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	875,287	1,587,312
現金及び現金同等物の期首残高	3,115,023	1,574,192
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	127,525
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,239,735	3,033,979

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社彩友計算センター及び株式会社彩美は重要性が低下したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 2社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積は原価比例法)を適用しております。なお、この変更による損益への影響はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が第2四半期連結会計期間末に算定したものと著しい変化が無いと認められるため、第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
3. 固定資産の減価償却の算定方法	固定資産の年度中の取得、売却及び除却等の見積を考慮した予算を策定しているため、当該予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
(四半期連結損益計算書)	前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「負ののれん償却額」は3,563千円であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年2月28日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は17,026,621千円です。	1 有形固定資産の減価償却累計額は29,394,824千円です。
2 担保資産 担保に供されている資産で、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりです。	2 担保資産
建物及び構築物 8,306,577千円	建物及び構築物 10,748,774千円
土地 8,234,942千円	土地 9,512,454千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売費 959,581千円	販売費 758,789千円
宣伝費 727,814千円	宣伝費 683,680千円
給料手当 2,679,695千円	給料手当 1,789,413千円
退職給付費用 154,057千円	退職給付費用 88,886千円
地代・家賃 1,797,479千円	地代・家賃 1,184,188千円
減価償却費 1,070,339千円	減価償却費 753,725千円
貸倒引当金繰入額 62,093千円	

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売費 282,764千円	販売費 193,366千円
宣伝費 303,581千円	宣伝費 261,324千円
給料手当 818,289千円	給料手当 512,226千円
退職給付費用 51,340千円	退職給付費用 27,832千円
地代・家賃 566,952千円	地代・家賃 363,080千円
減価償却費 373,026千円	減価償却費 262,867千円
貸倒引当金繰入額 22,179千円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年11月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在)
現金及び預金勘定 2,284,735千円	現金及び預金勘定 3,033,979千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 45,000千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 -千円
現金及び現金同等物 2,239,735千円	現金及び現金同等物 3,033,979千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	31,353,142株
A種優先株式	1,483,036株

2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 124,534株

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年3月31日を払込期日とする、第三者割当によるA種優先株式の発行に伴い、資本金の額及び資本準備金の額がそれぞれ370,759千円増加しております。また、平成22年4月26日付にて、資本金の額1,574,531千円及び資本準備金の額598,710千円をその他資本剰余金に振り替えましたので、資本金の額及び資本準備金の額がそれぞれ同額減少しております。この結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金の額が1,945,290千円、資本準備金の額が969,469千円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

	前第3四半期連結会計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)					
	百貨店業 (千円)	金融業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	12,995,330	6,243	260,022	13,261,596	-	13,261,596
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	13,335	6,622	97,380	117,338	117,338	-
計	13,008,666	12,865	357,402	13,378,934	117,338	13,261,596
営業利益又は営業損失 ()	59,588	18,462	34,504	43,547	393	43,154

(注) 1. 事業区分は、日本標準産業分類によって小売業、金融業、その他事業に区分しております。

2. 各事業の主要な内容

- (1) 百貨店業.....衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売及び店舗ビルの賃貸
(2) 金融業.....クレジット業務受託業、ファイナンス業
(3) その他の事業.....宣伝広告代理店業及び情報処理サービス業

	当第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)				
	百貨店業 (千円)	金融業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	10,452,336	1,198	10,453,535	-	10,453,535
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,386	6,577	7,963	7,963	-
計	10,453,722	7,775	10,461,498	7,963	10,453,535
営業利益又は営業損失 ()	112,254	12,422	99,832	3,417	96,414

(注) 1. 事業区分は、日本標準産業分類によって小売業、金融業に区分しております。

2. 前第3四半期連結会計期間においてその他の事業を行っていた連結子会社について、第1四半期連結会計期間において連結の範囲から除外したことから、その他の事業はなくなっております。

3. 各事業の主要な内容

- (1) 百貨店業.....衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売及び店舗ビルの賃貸
(2) 金融業.....クレジット業務受託業、ファイナンス業

	前第3四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年11月30日)					
	百貨店業 (千円)	金融業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	41,577,430	17,884	836,725	42,432,040	-	42,432,040
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	46,319	110,625	350,524	507,470	507,470	-
計	41,623,749	128,510	1,187,250	42,939,511	507,470	42,432,040
営業利益又は営業損失 ()	18,855	32,163	81,319	30,300	1,655	31,956

(注) 1. 事業区分は、日本標準産業分類によって小売業、金融業、その他事業に区分しております。

2. 各事業の主要な内容

- (1) 百貨店業.....衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売及び店舗ビルの賃貸
(2) 金融業.....クレジット業務受託業、ファイナンス業
(3) その他の事業.....宣伝広告代理店業及び情報処理サービス業

	当第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)				
	百貨店業 (千円)	金融業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	34,914,193	5,543	34,919,736	-	34,919,736
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,322	19,600	23,922	23,922	-
計	34,918,515	25,143	34,943,659	23,922	34,919,736
営業利益又は営業損失 ()	591,529	38,347	553,181	3,165	556,346

(注) 1. 事業区分は、日本標準産業分類によって小売業、金融業に区分しております。

2. 前第3四半期連結累計期間においてその他の事業を行っていた連結子会社について、第1四半期連結会計期間において連結の範囲から除外したことから、その他の事業はなくなっております。

3. 各事業の主要な内容

- (1) 百貨店業.....衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売及び店舗ビルの賃貸
(2) 金融業.....クレジット業務受託業、ファイナンス業

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年9月1日 至平成21年11月30日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年9月1日 至平成22年11月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間（自平成21年3月1日 至平成21年11月30日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年3月1日 至平成22年11月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

（有価証券関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成22年11月30日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（デリバティブ取引関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成22年11月30日）

デリバティブ取引はすべてヘッジ会計を適用しているため、記載しておりません。

（ストック・オプション等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成22年9月1日 至平成22年11月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)		前連結会計年度末 (平成22年2月28日)	
1株当たり純資産額	12.95円	1株当たり純資産額	202.89円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	
1株当たり四半期純損失金額()	189.79円	1株当たり四半期純利益金額	219.38円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	151.50円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	6,098,727	6,876,496
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	6,098,727	6,876,496
普通株式の期中平均株式数(千株)	32,134	31,345
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	14,043
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
1株当たり四半期純損失金額() 4.60円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額() 16.67円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失()(千円)	147,650	520,719
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	147,650	520,719
普通株式の期中平均株式数(千株)	32,078	31,228
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

著しい変動がないため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年1月13日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小森 幹夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永澤 宏一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上林 礼子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社さいか屋の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結会計期間末において1,923,579千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年12月9日開催の臨時取締役会において、固定資産の譲渡及びリースによる固定資産の賃借に関する契約を締結することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年1月7日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小森 幹夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永澤 宏一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上林 礼子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社さいか屋の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。